慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	農家経済の再生産構造と農民層の分解：長野県諏訪市湖南地区真志野集落を素材として
Sub Title	On the economic structure of reproduction of the farm household and the differentiation of peasantry in post-war Japan
Author	常盤, 政治
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1960
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.53, No.7 (1960. 7) ,p.585(11)- 610(36)
JaLC DOI	10.14991/001.19600701-0011
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19600701-0011

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

をもってレントナーの団結の開始というのは、この頃から前述の第二の意味のレントナーすなわち定期金購入の趨勢が強まりだしたという意味に解すべきであろう。それはリューベック市民の致富が一応の段階に到達したことを表明するものであって、レントナー＝パトリチアートの封鎖的集団がリューベック市会において大きな勢力となったというのではないのである。一四世紀七、八〇年代においては、レントナーもパトリチアートも富裕商人もすべて一体をなすものであって、何らか身分的に区別される別個の集団ではなかったのである。

これを要するに一四世紀後半のリューベック市会の構成は、商業貿易によって富を累ねた商人によって占められていたのである。縁故関係によって市会議員に選ばれることが容易になるということはあったが、しかしそれが議員たるための不可欠の条件ではなかった。彼らの個人的資質の如何、商業的成功の如何が、市会に新たに参加し得るための規準となったのである。市会にはこの商人が選出されたのであって、レントナーではなかった。市会議員の間に定期金収得者もいたが、それは公務のために商人としての行動を制約されたがために生じた現象であって、その定期金購入も結局は営利的取引の一環たるにほかならなかったのである。したがってリューベック市民社会の内部に、レントナーという全体から隔絶した集団が形成されて、社会的経済的政治的硬直現象を生みだし、これが一三八四年の暴動の原因となったとすることは、直ちに承服しがたい。

暴動の基因については、謀叛者の抱いた不満や憎悪を具体的に検討するとともに、首謀者や追随者の性格・彼らの社会的地位等を事実関係に即して十分に考察しなければ、これを明確に把握したことにはならない。これらは後考に俟つところである。

(1) Rörig, Wirtschaftskräfte. S. 183ff.
(2) Ebenda. S. 177.
(3) Georg Lechner, Die hansischen Pfundzollisten des Jahres 1368. (Lübeck. 1935)
(4) Detmar-Chronik von 1101—1395, in Die Chroniken der deutschen Städte vom 14. bis ins 16. Jahrhundert. Bd. 19. (Leipzig. 1884) S. 581.
(5) Bericht über den Knochenhauer-Aufstand im Jahre 1384, in Die Chroniken der deutschen Städte. Bd. 26. (Leipzig. 1899) S. 351.
(6) Hans Planitz, Die deutsche Stadt im Mittelalter. (Graz・Köln. 1954) S. 264.
(7) Rörig, Wirtschaftskräfte. S. 243.
(8) C. W. Pauli, Lübeckische Zustände im Mittelalter. Bd. 1. (Lübeck. 1872) S. 72.

農家経済の再生産構造と農民層の分解

——長野県諏訪市湖南地区真志野集落を素材として——

常盤政治

まえがき——分析視角
一　調査対象集落をめぐる諸条件と農地改革前後の地主小作関係
二　経営面積広狭別農家構成と稲作生産力
三　農家集中層と農家経済の再生産
四　農業経営の集約化と農民層分解の形態
五　むすび——農民層分解の段階的意義の相違と農民層内部の矛盾——

まえがき——分析視角

独占資本主義段階においては農民層分解の形態が歪められるといわれている。いわゆる「中農標準化」乃至「中農肥大化」論は、この独占資本主義段階における農民層分解の歪曲化現象を指摘したものにほかならないが、これをめぐって賛否両論の論議が展開されていることは周知の如くである。だが、「中農肥大化論」が「農民層の両極分解という基本法則の否定」ではなく、「法則が現象する」形態の歪みを問題にし、「独占資本段階では農民分解は歪められて貫徹する」ということをいわんとしているのであるとすれば、中農肥大化か両極分解か、という問題提起は問題の立て方において不適当であるように思われる。なぜならば、そのような問題の出し方では現段階における農民層分解の形態の歪みの意味ではなく、「農民層の両極分解という基本法則」そのものの存否が問われているかのようにとられがちだからである。(1)(2)

しかし、現段階における農民層分解の中心的論点はそのような「基本法則」の存否にではなく、「中農肥大化」現象を如何に理解すべきかにあり、「中農肥大化」といわれる独占資本主義段階における農民層分解の歪曲化現象から、ただちに流通過程を通じての独占資本対農民一般との対立としてつかんでいいかどうかといふ問題にあるのである。つまり、農民層内部の矛盾を単なる「従属的対立関係」

とみなし、独占資本と農民との対立をその農民層内部の矛盾・対立を媒介とすることなく「流通分配過程上の矛盾」[3]に解消してしまっていいかどうか[4]という問題にあるのである。

本稿はこのような分析視角から長野県諏訪市湖南地区真志野集落を素材にとり、農民層分解が具体的にどのようにおこなわれているか、そしてその分解の形態に規定されて農民層内部の矛盾がどのようにあらわれているかを明らかにしようとするものであるが、この分析を通じて、日本における農民層分解の現段階的意義について言及してみたいと思う。

(1) 石渡貞雄「農民分解論の若干の問題」、『土地制度史学』第2号、五七頁、及び『早稲田大学新聞』七七九号の石渡氏の論文参照。

(2) その意味において、石渡氏が前掲『土地制度史学』第2号の論考において「不用意な表現・概念をつかってしまった」ために「肝腎な問題への接近をさまたげることにもなったし、また私のいわんとする論点に対しても誤解を生むこととともなった」として自己批判され、氏の従来用いていた「表現・概念に訂正」を加えられたことは、問題の前進のために極めて有意義であった。

(3) 『早稲田大学新聞』七七九号の石渡論文。

(4) 石渡氏は「農民が独占資本との矛盾・対立を真に闘いうるのは、農民階層間の矛盾・対立を媒介としてでなければできない」

という「この考えは、数年前、米日独占資本に対し農民が真に闘うためには、米日独占資本のツイタテになっている封建制と闘うことによって可能なのだという、いわゆる串さし論の二番煎じでしかない」(石渡、前掲論文、『土地制度史学』第2号五八頁)といわれるが、農民層内部の矛盾・対立を媒介として独占資本と農民の対立をつかむということは、かつての「串さし論の二番煎じ」とはいいがたい。かつての論議は「串さし論」であったから誤りなのではなく、最初に、あるいは直接的に串にさされるべきものをいわゆる「封建制」と認識したところにあったというべきなのではなかろうか。

一　調査対象集落をめぐる諸条件と農地改革前後の地主小作関係

湖南地区は昭和三〇年諏訪市に合併されるまえは湖南村と称し、南北真志野、田辺、大熊、という四つの本村と、後山、板沢、椚平という三つの新田村との七ヵ村からなっており、東は中州村(現在諏訪市中州地区)、南は中州村の一部宮川村、上伊那郡箕輪町と山脈によって接し、西は上伊那郡朝日村及び豊田村(現在諏訪市豊田地区)と山脈で相連なり、北は豊田村と隣接している。県道岡谷―茅野線が山脈に沿って湖南地区の中央を貫いており沿線に人家が密集している。地勢は山脈によって二つに分けられ、北は概ね平坦地域であって水田圏が拓け地味肥沃である。南は山林地帯で山間に僅かに三部落(後山、板沢、椚平)が点在し水田はあるが地味は概してやせている。山脈から流出する六つの流沢、並びに東南の中州地区を流れる宮川及び鴨池・武井田・新川の諸川の改修が昭和九年に完成して灌漑その他の便が大いに拓けた[1]。真志野集落は湖南地区の北側に位し、行政区としては南北両真志野に分れているが、もともと五〇〇〇町歩に及ぶ大共有林[2]の地元村として旧湖南村の中枢部をなしていたのであり、社会経済的分析のためには両真志野を一つの集落単位としてとりあつかうことができる。後に山脈を背負い前方(東北方)に諏訪盆地をのぞむ傾斜地に人家と畑が混在し、バス道路岡谷―茅野線をはさんで反対側の平坦部が水田となっている。そのバス道路は豊田地区で同じくバス道路上諏訪―辰野線に接続して上諏訪の市街地に通じ、真志野からバスで約一五分で中央本線上諏訪駅にでられる。

諏訪湖の対岸には片倉製糸発祥の地、天竜河畔の岡谷河岸村があり製糸産業とは深い繋りがあって日本資本主義発生史研究上興味ある地帯であるが、戦前については必要なかぎりでふれるにとどめ、農地改革前後の土地所有状況の説明から入ってゆくこととする。

農地改革直前の土地所有状態を湖南地区全体についてみると〔第1表〕の如くである。

地主層の所有地の八〇%が在村地主の所有地となっており、旧湖南村における小作地の七一%がまた在村地主によって貸付けられていたものである。このことからここでは在村地主のウェートが大きかったことがわかる。そして、〔第2表〕の如く、在村地主の所有地の約七〇%が自作地であったのだから、多分に耕作地主的性格のものであったということができる。寄生地主として大きなものは存在せず、個人地主で三町歩以上を解放したのは僅かに一戸だけであった。在村個人地主で土地を解放したもの一九五戸のうち、一七〇戸(八二%)は五反未満の解放で、土地解放者の大部分が零細なものであった(〔第3表〕参照、寺社所有地については〔第4表〕参照)。

〔第1表〕 昭和 20 年 11 月 23 日現在における湖南村農地面積

地主＼所有 田畑		田	畑	計	比率 計	比率 所有水田率	比率 田	比率 畑
		町	町	町				
在村地主		194.5101	119.9326	314.4427	80.5%	61.8%	84.5%	74.8%
不在地主	隣接町村地主	21.3102	32.7502	54.0604	13.8	38.9	9.5	20.4
	その他のもの	14.6727	7.7102	22.3829	5.7	63.0	6.0	4.8
	計	35.9829	41.4604	76.4503	19.8	42.1	15.5	25.2
合計		230.5000	160.4000	390.9000	100%	60.5%	100%	100%

出所　諏訪市湖南支所『重要報告綴』より。

ところで、農地改革後、昭和二六年一月現在の自小作地別田畑の状況をみると〔第5表〕の如くである。

〔第2表〕 昭和 20 年 11 月 23 日現在における地主別自小作地状況（湖南）

地主別＼自小作地		自小作別農地面積 自作地	小作地	計	自作地率	小作地総計に対する各小作地の割合
在村地主		町 212.2528	町 102.1829	町 314.4427	67.5%	71%
不在地主	隣接町村地主	33.8702	20.1902	54.0604	62.7%	13.6%
	その他	—	22.3829	22.3829	—	15.4
	計	33.8702	42.5801	76.4503	44.4	29
合計		246.1300	144.7700	390.9000	63%	100%

出所 〔第1表〕に同じ。

註 ここで小作地とは，地主が小作に出しているという意味で貸付地にほかならない。

〔第3表〕 農地改革によって農地を買収された地主の戸数（湖南）

区分＼買収された面積別（含物納面積）		5反未満	5反以上 1町未満	1町以上 3町未満	3町以上 5町未満	計
個人地主	在村地主	170戸	11戸	13戸	1戸	195
	不在地主	179	13	0	0	192
法人団体	在村地主	18	2	7	3	30
	不在地主	9	2	2	0	13

「農地等解放実績調査」による。

〔第4表〕 寺社有地（昭和 18 年現在）

寺社名	田	畑	計	備考
善光寺	135.18	220.05	355.23	解放地
竜雲寺	164.29	268.12	433.11	〃
習焼社	41.28	83.02	125.00	〃
御頭御社宮司社	36.13	—	36.13	〃
北方御社宮寺社	33.24	51.02	84.26	〃
御社蓼宮社	20.00	88.13	108.13	〃
南方御社宮司社	12.21	35.19	48.10	〃

〔第5表〕 昭和 26 年 1 月自小作地別田畑状況

自小作地別内容＼田畑		耕地 田	畑	計	総耕地面積に対する割合
自作地	今次農地改革で売渡を受けたもの	町 72.5223	町 50.0109	町 122.5402	31.0%
	それ以外のもの	137.8000	104.0000	241.8000	60.5
	計	210.3223	154.0109	364.3402	91.5
小作地	売渡保留で現在国有のもの	0.0924	0.9918	1.0912	0.3
	それ以外の残存小作地	20.0120	12.6803	32.6923	8.2
	計	20.1114	13.6721	33.7905	8.5
自作地小作地合計		230.4407	167.6900	398.1307	100%

昭和 26 年 1 月湖南村役場重要書類・重要報告綴より作成。

総耕地の三一%にあたる面積が農地改革によって自作地化したので、それ以外の自作地と合せて、総耕地面積の九一・五%が自作地となっている。したがって、小作地は、昭和二〇年一一月二三日現在の一四四町七反七畝から三三町七反九畝に減少し、全耕地面積の一〇%に満たなくなったのである。かくてここでも、農地改革後は土地所有の大小は経営耕地の広狭にほぼ照応する関係となり、農業にその経済的基礎を置くかぎり、農家の経済的内容は経営耕地面積の広狭によって規定されるようになっているといっていい。

(1) 『湖南村勢要覧』昭和一三年版参照。

(2) これについては後にもふれるが、詳しくは渡辺洋三氏の調査報告があるので参照されたい。渡辺洋三「入会山に関する一資料——長野県湖南村調査報告——」東京大学社会科学研究所紀要『社会科学研究』第9巻第2号掲載。

二 経営面積広狭別農家構成と稲作生産力

南北真志野集落について、昭和二二年、二九年、三四年の経営耕地広狭別農家構成の変化をみると〔第6表〕の如くである。総農家の四〇%ちかくが三反未満経営であり、昭和三四年八月現在でいえば、真志野には一町五反以上を経営する農家は一戸もない。きわめて零細な農業経営の集落であることは、これによって明らかであるが、一町未満経営の農家が全農家の八七%を占めていることから、その全般的な零細性にその特徴をみいだすことができよう。このようにきわめて零細な農業経営のもとで農家経済はどのように再生産されているのであろうか。

この問題に答えてゆくために、まずここでの稲作農業生産力水準をみてみよう。南真志野集落に隣接する同じく湖南地区の大熊集落の篤農家藤森平右衛門氏の資料によって反当収量増進の過程を水稲

〔第7表〕 水稲品種，苗代，本田肥料及び収量変遷の概略

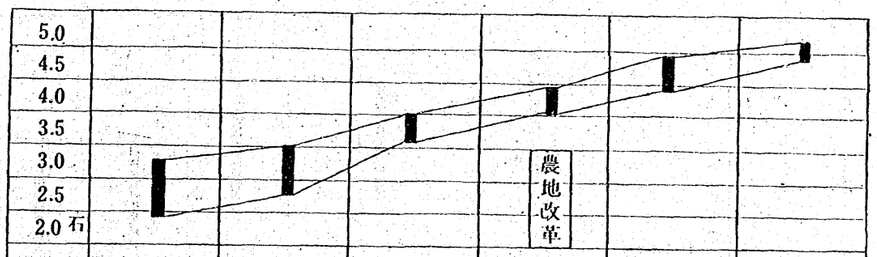

本田肥料	生大豆 大豆粕 撒大豆粕 蛹粕 魚粕 乾草 生ワラ 生草 石灰	大豆粕 撒大豆粕 魚粕 硫安 過石 組合配合 配合肥料 乾草 生ワラ 生草 石灰	硫安 石灰N 過石 組合配合 大豆粕 撒大豆粕 化成肥料 燐肥 生ワラ その他雑種 肥料統制	硫安 石灰N 化成肥料 過石 塩加 熔燐 その他雑種 肥料統制	硫安 石灰N 尿素 過石 熔燐 塩加 化成肥料 堆肥	硫安 石灰N 尿素 過石 熔燐 化成肥料 堆肥
苗代肥料	下肥 挽割大豆 乾蛹 (粉末)	下肥 挽割大豆 乾蛹 過石	下肥 撒大豆粕 硫安 組合配合 苗代他 配合肥料 木灰	硫安 過石 塩加 木灰 下肥 堆肥	硫安 石灰N石加肥 過塩 堆肥	硫安 過石 塩加 堆肥
品種	浅間坊主 早生奥州 早生島坊主 毛京早生 渋京早生 豊後早生 越後早生 甲州糯	浅間坊主 豊後早生 越後早生 早生島坊主 女渋 亀路群益 甲州糯 ビックリ糯	陸羽愛国20号 関取陸羽132号 ビックリ糯 大羽糯	陸愛20号(2～3年) 農林17号(東北25号) 信交糯3号 昭和糯 福島糯 大凶作	チクマ(N86号) ヤチコガネ(N62号) シロガネ(N81号) ギンガ1号 信交糯3号 昭和糯	チクマ ヤチコガネ 信交糯3号 昭和糯 ビニール畑苗代
年代	明治～大正3年頃	大正4～13年	大正14～昭和14年	昭和15～28年	昭和29～現在	昭和31～現在

出所 藤森平右衛門氏の資料による。

〔第6表〕 経営耕地広狭別農家構成

摘要		経営階層	～3反	3～5	5～7	7～10	10～12	12～15	15～	合計
実数（戸）	南真志野	昭和22年	48	21	28	42	4	2	—	145
		29年	73	24	34	39	5	2	—	177
		34年	67	24	24	38	10	6	—	169
	北真志野	昭和22年	35	36	30	34	16	3	1	155
		29年	65	35	34	35	18	3	1	191
		34年	71	28	32	31	24	6	—	192
	南北総計	昭和22年	83	57	58	76	20	5	1	300
		29年	138	59	68	74	23	5	1	368
		34年	138	52	56	69	34	12	—	361
比率（%）	南真志野	昭和22年	33.1	14.5	19.3	29.0	2.8	1.4	—	100.1
		29年	41.2	13.6	19.2	22.0	2.8	1.1	—	99.9
		34年	39.6	14.2	14.2	22.5	5.9	3.6	—	100.0
	北真志野	昭和22年	22.6	23.2	19.5	21.9	10.3	1.9	0.6	100.0
		29年	34.0	18.3	17.8	18.3	9.4	1.6	0.5	99.9
		34年	37.0	14.6	16.7	16.1	12.5	3.1	—	100.0
	南北総計	昭和22年	27.6	19.0	19.3	25.3	6.7	1.7	0.3	99.9
		29年	37.5	16.0	18.5	20.1	6.3	1.4	0.3	100.1
		34年	38.2	14.4	15.5	19.1	9.4	3.3	—	99.9

註 昭和22年は8.1センサス，29年，34年は耕作台帳による。

品種、苗代・本田肥料との関係で示せば〔第7表〕の如くである（その他の稲作技術体系の変遷については〔第8表〕及び〔第9表〕参照）。大正一四年以降反当収量が飛躍的に増進していることと作・不作の幅が著しく短縮していることが目をひく。この反当収量の増進はそれまで種々の品種が植付けられていたのに対し、陸羽愛国二〇号と関取陸羽一三二号にほとんど固定化したことによることが大であるが、かかる品種の固定化が硫安、石灰などの化学肥料導入の量的増大に対応するための耐肥性増収品種への淘汰の結果であることはいうまでもない。この傾向が第二次大戦を通じての食糧増産の緊急目的によって一層おしすすめられ、とくに戦後農地改革によって、以前には金肥を思うように使えなかった小作農もその悩みを一応解決することができ、従来の自作農との農業生産力の差を解消することとなった。かくて、反当四石取りが一般的となり生産力の増進は収量の一層の安定性として現われてきたのである。つまり、第一次大戦前後の本田のみならず苗代における過燐酸石灰、硫安等、化学肥料使用の漸増にはじまり、これを土台とした耐肥性増収品種の導入という、わが国稲作技術体系が農民に支配的にとり入れられるようになり、農地改革後の稲作生産力水準は一段と高まったのである。

〔第8表〕 水稲耕耘法，脱穀調製法及び収穫期変遷の概略

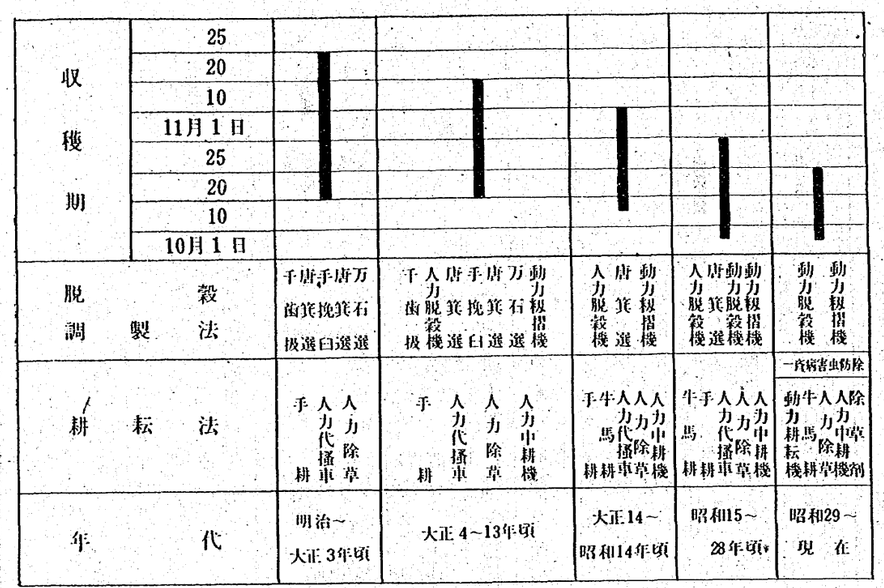

出所　藤森平右衛門氏の資料による。

〔第9表〕 水稲播種期及び田植期の変遷の概略

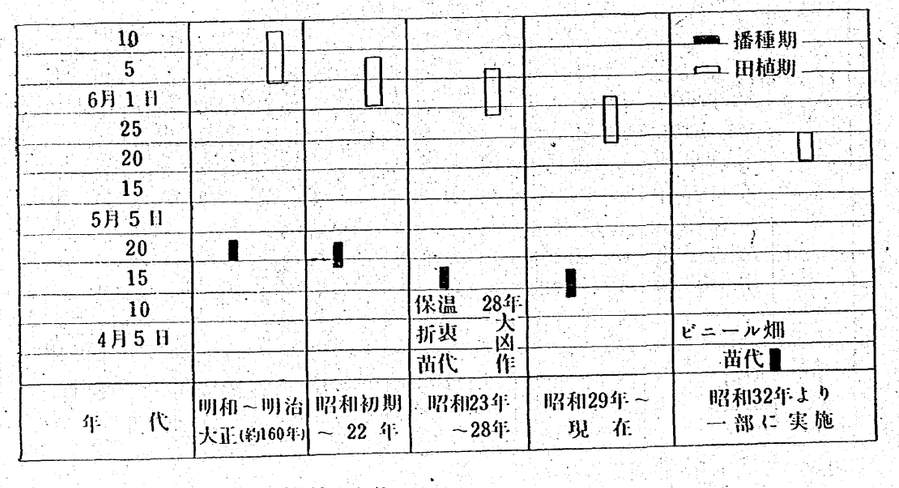

出所　藤森平右衛門氏の資料による。

しかし、これが昭和二八年のイモチ病による大凶作を契機として、品種改良の第二転換期となる。耐肥性増収品種の決定版と考えられていた農林一七号も病虫害防除性のないことが明らかにされたのである。品種は単に耐肥性だけでなく耐病虫性をもかねそなえたものでなければならないことが要請され、昭和二九年からは、チクマ、ヤチコガネ、シロガネ、ギンガ一号などが農林一七号にとってかわって導入されるに至ったのである。これが、動力耕耘機の深耕による土壌の理学的組成の変化に基づく有効豊度の高まりと相俟って、農業生産力水準を新段階に推進することとなり（〔第8表〕参照）、平均反当収量四・五石がめずらしくなくなったのである。そして極く最近（昭和三二年）からはビニール畑苗代が一部に行なわれ、水稲播種期及び田植期が著しく早められる（〔第9表〕参照）ことによって収穫期がそれだけ早まるから冷害は勿論、収穫期に多い風水害からも護られることになり、大凶作後の品種改良とその固定化、動力耕耘機による深耕、といった最近の稲作技術体系においては反当収量五石段階に達しようとしているのである。

このように、湖南地区における現在の水稲反収が極めて高いことは確かである。しかし、如何に水稲生産力が高くても、三反未満の経営が農業経営として成立しえないことはいうまでもないことであり、事実これらの土地耕作者は土地持労働者となっており、もはや農家とはいえなくなっている。

三　農家集中層と農家経済の再生産

三反未満の土地耕作者層を別とすれば、真志野での農家集中層は五反―一町経営層である。この五反―一町層は前掲〔第6表〕にみられる如く、南北両真志野を合せた数字でいえば、昭和二二年に全農家の四四・六％であったが、二九年には三八・六％、三四年には三四・六％に減少し、とくに、七反―一町層は南真志野でも北真志野でも、二二年以降一貫して農家戸数が絶対的に減少している。これに対して、一町以上層の農家戸数及びパーセンテージの増大と三反未満層のパーセンテージの増大傾向がみられる。したがって、この五反―一町層という当集落での農家集中層を農民層分解の基軸と考えれば、明らかに両極分解であるということができる。しかし、この分解を古典的な意味における分解、つまり、資本制生産様式発生の端緒たるべき「歴史的範疇としての小農」の分解と同一視するわけにはゆかない。

ここでの農家集中層たる五反―一町層は、戦後にはとくに、千葉、東京方面の海苔問屋への冬期出稼による農外収入によって農業経営の再生産そのものを完結させるというところに、その再生産構造の特徴をもっていたのである。このような構造的な特質は、現在でもとくに七反―一町層において引き続き看取できるところである。ところみに、南真志野について経営階層別に海苔問屋への出稼状況を示せば〔第10表〕の如くである。

〔第 10 表〕 海苔出稼状況（南真志野）

階層＼部落名	南沢	野明沢	仲村沢	西沢	計 戸数	計 %
～ 3	—	—	—	—	—	—
3 ～ 5	1	1	1	—	3	10.3
5 ～ 7	2	1	1	2	6	20.7
7 ～ 10	3	4	1	5	13	45
10 ～ 12	—	2	1	2	5	17
12 ～ 15	1	—	—	1	2	7
計	7	8	4	10	29	100

註　昭和 33 年 8 月聞取り調査。

海苔出稼農家二九戸のうち一三戸までは、七反―一町層からでており、海苔の出稼にでている農家の約半数がこの層から出ていることになる。この冬期出稼の農外収入によって農業経営そのものの再生産が可能ならしめられるという再生産構造の上で、この七反―一町層乃至五反―一町層が「専業農家」として存続してきたのである。

この地域における海苔問屋への冬期出稼による農外収入は、とくに七反―一町経営農家層にとっては、その農家経済の再生産の上において相当大きな役割を演じている。湖南農業協同組合の農業技術普及指導員金子温氏の計算基準に基づいて、消費人口を一戸当り五・三人として南真志野について計算すると、七反―一町の耕作農家では、家計に約一〇万円の赤字がでることになり、これだけが農外収入によって補われなければならないことになる。勿論、この計算は農家の消費人口の他に個々の農業経営における水田率の如何によってちがってくる。

〔第11表〕に明らかなように、湖南地区に

〔第 11 表〕 湖南地区耕地状況

田畑	年度	32 年 耕地面積	32 年 総耕地に対する %	33 年 耕地面積	33 年 総耕地に対する %	34 年 実面積	34 年 総耕地に対する %	34 年 農家一戸当り平均面積
水田	一毛田	212町	56.2	212町	56.7	197.4町	52.8	
	二毛田	3	0.8	5	1.2	15.0	4.2	
	計	215	57.0	217	58	212.4	57.6	3反8畝
畑	普通畑	56	14.9	46	12.3	36.0	9.8	
	桑園	98	26.0	90	24.1	80.0	21.7	
	果樹園	1	0.2	5	1.3	10.0	2.7	
	その他	7	1.9	16	4.3	30.0	8.2	
	計	162	43.0	157	42	156.0	42.4	2反6畝
耕地総計		377	100.0	374	100.0	368.4	100.0	6反4畝

〔第 12 表〕 自作地・借入地・経営地階層別構成（南真志野）

階層＼摘要	自作地 田	自作地 畑	自作地 計	借入地 田	借入地 畑	借入地 計	経営地 自作地率	経営地 田	経営地 畑	経営地 計	経営地 水田率	経営地 一戸当り平均経営	農家戸数 総数	農家戸数 %	経営階層別比率
～ 3	193.09	495.12	688.21	34.16	129.02	163.18	80%	227.25	624.14	852.09	27%	12.00	69	40 %	10.3
3 ～ 5	432.16	490.18	923.04	82.19	53.04	135.23	87	515.05	543.22	1058.27	49	42.00	25	14.7	12.8
5 ～ 7	689.29	593.00	1282.29	66.06	38.07	104.13	92	756.05	631.07	1387.12	54	60.00	23	13.5	16.8
7 ～ 10	1734.29	1125.24	2860.23	90.03	47.27	138.00	95	1825.02	1173.21	2998.23	61	72.00	37	21.8	36.4
10 ～ 12	657.29	425.11	1083.10	65.22	21.22	87.14	93	723.21	447.03	1170.24	62	107.00	11	6.5	14.2
12 ～ 15	516.02	248.20	764.22	10.00	7.12	17.12	98	526.02	256.02	782.04	67	130.00	6	3.5	9.5
計 総数 %	4224.24 56%	3378.25 44%	7603.19 100%	349.06 54%	297.14 46%	646.20 100%	95	4574.00 55%	3676.09 45%	8250.09 100%	55.4	48.00	171	100%	100%

〔第 13 表〕 自作地・借入地・経営地階層別構成（北真志野）

階層＼摘要	自作地 田	自作地 畑	自作地 計	借入地 田	借入地 畑	借入地 計	経営地 自作地率	経営地 田	経営地 畑	経営地 計	経営地 水田率	経営地 一戸当り平均経営	農家戸数 総数	農家戸数 %	経営階層別比率
～ 3	223.21	311.04	534.25	18.07	127.07	145.14	79%	241.28	438.11	680.09	36%	9.00	71	37	6.8
3 ～ 5	649.29	526.24	1176.23	39.00	43.04	82.04	93	688.29	569.28	1258.27	55	45.00	28	14.6	12.8
5 ～ 7	1091.12	654.11	1745.23	42.15	81.05	123.20	93	1133.27	735.16	1869.13	61	58.00	32	16.7	18.8
7 ～ 10	1498.04	876.25	2374.29	101.29	62.00	163.29	93	1600.03	938.25	2538.28	63	82.00	31	16.1	25.5
10 ～ 12	1524.20	973.03	2497.23	126.25	67.20	194.15	93	1651.15	1040.23	2692.08	61	108.00	24	12.5	27.1
12 ～ 15	570.28	265.04	836.02	23.21	31.09	55.00	94	594.19	296.13	891.02	67	148.00	6	3.1	9.0
計 総数 %	5558.24 61%	3607.11 39%	9166.05 100%	352.07 46%	412.15 54%	764.22 100%	92	5911.01	4019.26	9930.27	59	52.00	192	100.0	100.0

おける水田率は六〇%に満たないのであり、〔第12表〕と〔第13表〕に示した如く、南真志野では五五・四%、北真志野でも五九%となっている。上層にいくにしたがって水田率が高くなる傾向がみられるが、それでも、いずれの階層においても水田率は七〇%に満たない。経営耕地の水田率が六〇%に達するのは南真志野では七反以上層、北真志野では五反以上層となっている。全耕地面積中で占める水田率が六〇%に満たないようなこの集落において農業経営を営んでゆく場合、水田率の如何はその農業経営の安定性にとってきわめて重要な意味をもつものであることはいうまでもない。けだし、米は社会的需要の安定性と政府買上価格によって保証されており、前述したように、ここでの水田反収はきわめて高水準にあるからである。

ところで、さきの七反―一町経営で家計に約一〇万円の赤字がでるという計算は、水田率六一%、一戸当り平均経営七反二畝という南真志野についての計算であるが、この計算にあやまりなければ、とにかくこの層では約一〇万の家計赤字が農外収入によって補塡されなければならないということになる。そのための農外収入の主要な源泉の一つが冬期の海苔問屋への出稼による収入にほかならなかったのである。この出稼でえた現金収入で、生活手段のみならず肥料その他の農業経営のための生産手段までもが購入され、農業経営そのものの going concern が円滑に行なわれるという構造なのである。この出稼農外収入のもつ意義は、農業支出こそあれ農業収入が殆んどない四月に、農協の貯金残高が減少せずむしろ増大するといった現象のうちにうかがうことができよう。【但し、三二年度以降はこの傾向がみられなくなっている】（〔第14表〕参照）。

〔第 14 表〕 湖南農業協同組合貯金月末残高

	29 年	30 年	31 年	32 年	33 年
1 月	―	50,244	58,071	71,145	84,360
2 〃	―	45,871	56,116	71,032	83,282
3 〃	―	45,407	53,695	69,564	78,719
4 〃	48,159	47,265	53,851	69,302	74,935
5 〃	44,029	42,810	51,005	69,044	73,950
6 〃	38,990	47,147	55,346	67,501	72,216
7 〃	40,301	45,630	56,018	76,197	70,848
8 〃	43,428	50,409	57,342	75,354	74,543
9 〃	49,019	56,329	65,729	80,396	79,409
10 〃	49,346	52,558	65,107	80,484	79,185
11 〃	59,817	68,664	79,751	95,345	98,011
12 〃	53,116	59,844	72,136	83,866	86,963

註　湖南農協残高試算表より抜萃，単位は千円，千円未満は4捨5入した。

海苔の出稼は一二月から翌年三月までの四ヵ月間の労働力販売で、五～六万円の現金を持ち帰ってくるのが普通であるといわれているが、出稼期間の食費は勿論海苔問屋負担であるから、農家としてはいわゆる「口べらし」にもなり、持ち帰られる現金額以上の実質収入があげられることになる。なお、出稼の際、海苔の取引元本の調達できる者は、この労働力販売収入の他に、海苔の買付販売取引を行なって利益をあげているという。湖南農協資金部では、この海苔の出稼資金として担保貸二五万円、信用貸五万円、計三〇万円を最高限度として資金貸出しを行なっているが、この農協からの調達資金で五～一〇万円の利益をかせぎ出してくるというから、そのような海苔の買付元本をもって出稼に行く人は総額一〇～一五万円の現金収入をあげてくることになるわけである。しかし、この買付元本の調達は誰にでもできるわけではない。農協から借りるためにはその裏付けが要求されるのであるから、おのずから限定されざるをえないであろう。

真志野では、前掲〔第10表〕にも明らかなように、海苔の出稼にでるのは必ずしも一町未満の農家にかぎられたものではなく、一町以上層でもかなりでている。一町以上層で海苔の出稼にでている農家は絶対数でこそ七反―一町層より少ないが、階層別総数家戸数に対する比率では、七反―一町層よりも大きいのである。北真志野の辻集落では、絶対数においても、一町―一町二反層の方が七反―一町層よりも多く海苔の出稼にでている。

最近、この海苔問屋への出稼は次第に減少する傾向にあるが、それは主として一町未満層にみられるところである。一町以上の上層農家では、海苔問屋への出稼は単なる家計補充的な労働力販売兼業ではなく、冬期の農閑期を利用しての収入増大の機会であり、しかも、これらの上層農家にとっては、海苔の流通過程における商業利潤獲得の機会でもある。したがって、一町以上層では海苔の出稼はそれほど減少する傾向がみられないのである。

ところが、一町未満経営層の海苔出稼収入は、自己の農業経営及び農家経済の再生産がそれによって支えられているといった性格のものであり、その意味で、まさに家計補充的性格をつよくもつものである。つまり、それは農家経済の再生産にとっていわば必要不可欠のものであった。しかし、それは農外収入源として必要不可欠なのであって、海苔の出稼そのものが必要不可欠なのではないことはいうまでもない。したがって、最近、日東光学、北沢パルプ工業など既存の工場の拡張、第二精工舎大和工業、三信カメラ、三共精機（オルゴール）など精密工業の新工場の進出拡充による上諏訪（並びに下諏訪）を中心とする周辺工業のエムプロイメントが増大するや、一町未満経営層の農外収入源は海苔問屋への季節的出稼から、これらの工業への恒常的な労働力販売にかわりつつあることが看取されるようになったのである。七反未満層においてとくにこの傾向が強いといっていい。

いま、南真志野について、経営階層別に兼業状況をみると〔第15表〕の如くである。本集落が兼業農村であることが一目瞭然である

〔第15表〕階層別兼業決定（南真志野）

| 耕地階層別 | 農業専業 | 農業兼業 | 日雇賃稼ぎ | 賃仕事・賃織・賃縫 | 賃大工・賃左官・賃石工 | 賃運搬・賃荷車・賃人力車 | 賃土木・賃ハイヤ・賃自動車運転 | 賃家作・賃間貸・賃下宿 | 賃家内・賃内職・賃裁縫 | 賃洗濯・賃理髪・賃料理 | 賃教師・賃医師・賃看護婦 | 賃事務・賃会計・賃簿記 | 賃商業・賃売買・賃行商 | 賃運輸・賃荷役・賃人夫 | 賃土木・賃建築・賃道路 | 賃鉄道・賃電信・賃電話 | 賃郵便・賃郵便物配達 | 賃官庁・賃官吏・賃公吏 | 賃学校・賃教員・賃教師 | 賃旅館・賃料理屋・賃芸者 | 賃娯楽・賃遊戯・賃興行 | 賃その他の雇入 | 賃その他の雇入・賃家内・賃内職 | 賃その他の雇入・賃洗濯・賃理髪 | 賃その他の雇入・賃料理・賃教師 | 賃その他の雇入・賃医師・賃看護婦 | 賃その他の雇入・賃事務・賃会計 | 賃その他の雇入・賃簿記・賃商業 | 賃その他の雇入・賃売買・賃行商 | 賃その他の雇入・賃運輸・賃荷役 | 賃その他の雇入・賃人夫・賃土木 | 賃その他の雇入・賃建築・賃道路 | 賃その他の雇入・賃鉄道・賃電信 | 賃その他の雇入・賃電話・賃郵便 | 賃その他の雇入・賃郵便物配達・賃官庁 | 賃その他の雇入・賃官吏・賃公吏 | 賃その他の雇入・賃学校・賃教員 | 賃その他の雇入・賃教師・賃旅館 | 賃その他の雇入・賃料理屋・賃芸者 | 賃その他の雇入・賃娯楽・賃遊戯 | 賃その他の雇入・賃興行・賃家内 | 賃その他の雇入・賃内職・賃裁縫

〔第16表〕経営内容の階層性（北真志野辻部落）

経営階層＼摘要	総農家戸数	養蚕 農家戸数	養蚕 掃立卵量 総量	養蚕 掃立卵量 1戸当り	菊その他の花卉栽培 栽培戸数	菊その他の花卉栽培 面積	菊その他の花卉栽培 導入の時期 32年以前	33年	34年	1戸当り栽培面積	林檎	乳牛	豚	鶏	役牛	動力精米機
		戸		g	戸	坪	戸	戸	戸	坪		頭				台
～3	8戸	2戸	40 g	20 g												
3～5	11	6	130	22	3	80	1		2	27		1				
5～7	5	4	122.5	30.5	3	75			3	25			(1戸) 10頭	(1戸) 80羽		
7～10	12	10	225.0	22.5	12	717	3		9	60					(2戸) 2頭	
10～12	11	10	425.0	42.5	6	329		1	5	55						5(5)
12～15	4	4	147.5	36.8	3	220		2	1	73	(1戸) 1反	(2戸) 2				2(1)
計	51	36	1090.0	30.3	27	1421	4	3	20	59	1反	3頭	10頭	80羽	2頭	7(6)台

註　動力精米機欄の（　）内の数字は昭和34年に導入したものを示す。

大戦後も、昭和三一～二年頃までは、農産物販売額中未だ相当高い割合を占めていたのであるが、製糸産業の斜陽化が決定的とみられるに及んで繭価格が大幅に低落したために、昭和三三年を境として養蚕による農業収入は急激に減少し、それまでは、農産物販売額中約四〇％を占めていたものが、その1/2に近い水準まで低下している。そこで三四年には養蚕から菊などの花卉栽培への著しい経営転換としてあらわれてきたのである。湖南地区農業における養蚕の地位及びその戦後の変遷は〔第17表〕から明白に看取されうるが、最近における養蚕の衰微は、前掲〔第11表〕の如く、年々桑園面積が減少してきているところにもあらわれている。養蚕にかわって、菊、カーネーション、セロリーなど労働集約的な換金作物及び、洋梨、葡萄などの果樹が抬頭してきている。山間部では養蚕に対してとくに酪農、養豚、養鶏がこれにかわりつつある（〔第18表〕参照）。

とまれ、真志野についていうかぎり、昭和三四年になって菊の栽培が急激に増加したことが目につく。菊の粗収入は坪当り一、〇〇〇円といわれており、経費を差引いた収益が六五〇～七〇〇円になるというから、一〇〇坪栽培すれば、粗収入で一〇万、純収入で六五、〇〇〇～七〇、〇〇〇円の現金収入をあげることができる勘定になる。養蚕と比較するとこれが如何に有利であるかがわかる。掃立卵量一グラムで一貫目の繭がとれるとして（普通はそんなにとれない）、一反歩の桑園での掃立量はせいぜい二〇グラムであるから、一〇〇坪では約七グラム、すなわち七貫目の繭がとれることになるが、繭価格は、値上りした三四年でも、貫当り一、七〇〇円（三三年は一、五〇〇円）であるから、一〇〇坪の桑園で養蚕をした場合には約一二、〇〇〇円にしかならない。菊の純収入と比較してさえ1/6にしかならない。これにひきかえ菊の栽培による収入は粗収入で計算すれば養蚕収入の八倍以上になり、菊畑一〇〇坪は反収五石の上水田二反歩に相当する農業収入をあげることになるのである。

専業農家として成立してゆくためには、耕地が不足しがちな一町未満経営層においては、家族労働力の完全燃焼と農業収入の増大のために好都合といえよう。専業農家を志向する七反一町層に比較的早く菊栽培が導入されたのもこのためであろうと考えられる。そし

〔第17表〕湖南農協を通じてみたる農産物販売状況

	出荷食料 金額	出荷食料 %	蚕繭 金額	蚕繭 %	林産物 金額	林産物 %	蔬菜 金額	蔬菜 %	畜産 金額	畜産 %	特産物 金額	特産物 %	その他 金額	その他 %	合計 金額	合計 %
	千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円	
昭和24年	17,859	73.0	5,279	21.5	837	3.4	166	0.7					306	1.2	24,447	99.80
25	18,300	65.6	7,636	27.4	600	2.1	940	3.4					440	1.5	27,916	100.00
26	18,082	50.7	16,125	45.2	787	2.2	473	1.3					156	0.4	35,623	99.80
27	23,313	50.5	20,778	44.9	969	2.1	1,056	2.3					101	0.2	46,217	100.00
28	1,899	5.9	25,008	78.4	1,575	4.9	3,041	9.5					435	1.4	31,958	100.10
29	31,498	60.1	14,973	28.5	2,690	5.1	1,367	2.6	1,253	2.4			576	1.1	52,357	99.80
30	36,214	57.0	22,959	36.1	107	0.2	610	1.0	2,228	3.5	1,397	2.2	131	0.2	63,646	100.20
31	35,455	53.7	24,661	37.4	149	0.2	1,111	1.6	3,241	4.9	1,387	2.1	128	0.15	66,132	100.05
32	32,760	52.0	23,859	37.9	557	0.9	1,379	2.2	3,459	5.5	539	0.9	370	0.6	62,923	100.00
33	35,553	57.6	14,080	22.7	2,784	4.5	2,430	4.0	5,747	9.3	969	1.6	147	0.2	61,710	99.90

註　湖南農業協同組合事業報告書及び同組合要覧より作成。特産物とは胡桃，半夏，わら加工品（縄・米俵）などであるが，稲わらも算入されている年もあることに注意。金額千円未満は4捨5入した。

〔第18表〕 最近の家畜増減状況（湖南）

		昭和32年	昭和33年	増減指数
乳役	牛	54頭	70頭	130
	馬	110	97	88
緬	豚	65	80	123
	山羊	256	256	100
	鶏	3,200	4,000	125

て、この菊栽培は極めて労働集約的ではあるが、養蚕とは異なって夜間労働が全く不用のため、とくに青年層に歓迎され、若い世代が生産の担い手になっているような農家では、養蚕から菊への転換が比較的早く行なわれている。家族労働力に対して経営面積の比較的大きな経営層では、労働力の点からいって養蚕から菊への転換はそう簡単にはできないし、また、水田経営に基礎を置いて比較的安定した農業経営を行ないうる一町以上層においては、未だ成果の定かでない花卉栽培にとびつかなければならない必然性が弱いため、そのような農家ではいきおい菊の導入がおくれがちであった。ところが、山岳に囲まれ、とくに後に山を背負うという地勢から日照時間が短い真志野は菊栽培の技術的最適地と確認されるに至った今日では、衰微しつつある製糸産業に見切りをつけ、養蚕にかわるものとして菊栽培が農民の間に本格的にとりいれられるようになったのである。農事組合を中心とする動力耕耘機の共同利用及び上層農家の個人的導入、除草剤など農薬利用の発達が稲作労働力を節減しつつあるので、経営の大きな農家も菊の栽培に積極的にのりだしてきている。経営の大きな農家では、今後農業収入を増大せしめるための主な方向を菊の栽培面積の拡大に求めているものが多い。

この方向は、水田稲作経営に重点を置く一町以上の上層農家でも、稲作は秋でなくては現金が入らず、米の予約金は秋になる前に使ってしまうので、夏ごろ養蚕のかわりに現金になる作物を、といった要請からも必至である。したがって、菊栽培も、もはや七反―一町農家にかぎらず漸次上層農家に滲透し、競争激化の方向にむかいつつある。

このような情勢のもとにおいては、一町未満層は専業農家としてはやはり不安定な農家たることを免れえない。菊の販売市場が確保され、価格がある程度安定的であれば、一坪当り一、〇〇〇円の粗収入があげられるのであるから一町未満経営でも充分専業農家として成立しうるであろうが、販売市場は必ずしも確保されておらず、東京、大阪方面への個人出荷を農協が一括して輸送し、個人宛に伝票が切られ、それを農協の職員が代行して集金するといった市場の状況であり、価格は一本三～一五円という極めて変動率の高い不安定なものである（先きの計算は一本一〇円という計算に基づく）。更に競争の激化は価格を押し下げるものとして作用するであろう。

それ故に、菊の栽培を一戸で二反も三反もやるわけにはゆかない。現在、多く栽培している農家で一〇〇坪前後であり、最高一五〇坪がせいぜいである。これは、菊の栽培が極めて労働集約的であり、人手が多くなければできないという条件にもよるが、基本的には菊栽培の経済的条件が安定的でなく、多く栽培することは冒険を意味するからにほかならない。したがって、菊の栽培によって専業農家として農業経営を安定せしめることはできず、むしろ逆に、菊の栽培面積拡大によって農業収入の増大を計るためには、一定の水田率をもった安定的農業経営が前提とされるといった状態にあるといっていい。

それ故に、ここでは、菊などの花卉栽培が、一町未満経営層が専業農家として成立しうるための一方向を示しているかのようにみえるが、実は、戦後資本主義の農村への急激な滲透による農民層の下向分解に対する農民的対応形態の一つにすぎず、菊栽培などによる経営の集約化は決して、五反―一町層の不安定的農家集中層を専業農家として安定的たらしめるものとみることはできない。

五反―一町層が農外への賃労働者化か専業農家化の決着を迫られている極めて不安定な層であることは、戦後、上諏訪（並びに下諏訪）を中心とする農外エムプロイメントの増大によって年々脱農業化しつつある諏訪市の農業について一般的にいいうることであるが、そのことは最近数年における農地移動状況のうちにもうかがわれる。

昭和三〇、三一、三二年度について、農地法第三条による農地移動の耕作面積広狭別当事者件数を示せば〔第19表〕の如くである。自作地の所有権移転をみると、五反―一町層においては、譲渡件数も譲受件数も他の階層に比較して著しく多い。これは、この階層が農家として最も変動の多い層であり、この地域での現段階における農民層分解の現実的な基軸となっていることを示すものとみることができる。つまり、この五反―一町層は、家族事情の一寸した変化と農外エムプロイメントの増大によって転業―脱農民化しようとする性格があり、またそれだけに、他方その不安定性から土地拡大による農業経営安定化の要請が強いということを示すものにほかならない。〔第20表〕と〔第21表〕は、昭和三一年及び三二年度の農地移動の事由別件数の明細表であるが、「譲渡人又は貸主の事由」について三一年と三二年とを比較すると、三一年には「生活資金充当のため」というのが七四件で最も多かったのに対して、三二年度には「手不足のため」というのが六三件で最高となっている。これは、農地が単に貧困化による脱落農民によってのみ手ばなされるものでなく、工業をはじめとする農外エムプロイメントの増大に伴う家族労働力の農業外への流出によっても経営が縮小される傾向が多分にでてきたことを示すものとみていいであろう。家族労働力が、より有利な、たとえば工業労働力として流出してしまうが故に手不足となって経営を縮小する、という形での脱農業化も行なわれつつあるのである。また、転業資金、兼業資金獲得のために土地を手放すのが多いことも見逃せない。このような脱農民化が、ここでは主として一町未満層において行なわれていることはいうまでもない。

以上は諏訪市の農業について全般的に考察したのであるが、真志野における農家集中層たる五反―一町層も、このような総じて全般

〔第 19 表〕 農地移動（第 3 条）の耕作面積広狭別当事者件数（33.1.1 現在）

種目 ＼ 階層別 ＼ 年度		不耕作			3反未満			3反～5反			5反～1町			1町～1町5反			1町5反以上			合計		
		30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度
所有権移転	譲渡人	—	9	—	32	38	34	34	42	42	52	59	82	32	16	49	—	—	1	150	164	208
〔自作地〕	譲受人	—	—	3	25	19	21	26	31	43	61	81	86	38	32	54	—	1	1	150	164	208
所有権移転	譲渡人	—	11	9	14	19	13	5	17	7	8	6	13	9	4	12	1	—	2	37	57	56
〔小作地〕	譲受人	—	—	—	1	3	4	8	16	18	16	29	22	12	9	11	—	—	1	37	57	56
賃借権設定	譲渡人	—	—	—	5	—	—	4	5	5	3	9	16	8	4	5	—	1	—	20	19	26
	譲受人	—	—	4	8	5	9	5	8	3	6	6	5	1	—	5	—	—	—	20	19	26
賃借権移転	譲渡人	—	—	—	1	3	5	—	1	5	3	5	7	—	3	—	2	—	—	6	12	17
	譲受人	—	—	—	2	4	3	—	3	4	2	2	7	2	3	3	—	—	—	6	12	17
使用貸借	譲渡人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	3	—	—	—	—	—	6
	譲受人	—	—	5	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6
計	譲渡人	—	20	9	52	60	52	43	65	59	66	79	121	49	27	69	3	1	3	213	252	313
	譲受人	—	—	12	36	31	38	39	58	68	85	118	120	53	44	73	—	1	2	213	252	313

註　諏訪市農業委員会「農地関係統計資料」より。

〔第 20 表〕 31 年度農地（3 条）移動の事由別件数明細表（32.1.1 現在）

種目	地目別	譲渡人又は貸主										譲受人又は借主							
		営農資金充当	生活資金充当	転業資金（転出転職）	兼業資金（事業資金）	税金支払のため	負債整理	手不足	交かん	その他	計	経営拡張	経営安定	飯米確保	農業創始	分家準備	交かん	その他	計
所有権移転	田	12	31	8	12	—	12	6	7	15	103	56	28	3	3	2	7	4	103
（自作地取得）	畑	7	16	7	9	—	5	6	3	8	61	41	14	—	1	2	3	—	61
所有権移転	田	—	10	3	4	—	4	—	—	1	22	—	21	—	—	1	—	—	22
（小作地取得）	畑	—	17	4	—	—	4	5	—	5	35	5	30	—	—	—	—	—	35
賃借権設定	田	—	—	2	—	—	—	7	—	4	13	10	—	—	1	2	—	—	13
	畑	—	—	2	—	—	—	4	—	—	6	4	1	—	1	—	—	—	6
賃借権移転	田	—	—	—	—	—	—	4	—	3	7	6	—	—	—	1	—	—	7
	畑	—	—	—	—	—	—	3	—	2	5	5	—	—	—	—	—	—	5
合計	田	12	41	13	16	—	16	17	7	23	145	72	49	3	4	6	7	4	145
	畑	7	33	13	9	—	9	18	3	15	107	55	45	—	2	2	3	—	107
	計	19	74	26	25	—	25	35	10	38	252	127	94	3	6	8	10	4	252

註　諏訪市農業委員会「農地関係統計資料」より。

〔第21表〕32年度農地（3条）移動の事由別仲介・明細表（33.1.1現在）

種目	地目別	譲渡人又は貸主 営農離農	生活離農	兼業離農（転出）	兼業離農（帰農）	負債整理	手不足	交かん	小作地解放	その他	計	譲受人又は借主 経営拡張	経営安定	飯米確保	農業創始	分家準備	交かん	その他	計
所有権移転	田	14	21	13	20	16	19	17	—	19	139	78	32	2	—	—	17	10	139
（自作地取得）	畑	6	10	2	9	3	19	5	—	15	69	53	10	—	—	1	5	—	69
所有権移転	田	1	8	2	4	—	—	2	15	8	40	2	31	1	—	1	2	3	40
（小作地取得）	畑	1	2	—	—	—	—	4	6	3	16	6	9	—	—	—	1	—	16
賃借権設定	田	—	—	—	2	—	4	1	—	4	11	3	4	—	—	3	1	—	11
	畑	—	—	1	—	—	11	—	—	3	15	4	8	1	1	1	—	—	15
賃借権移転	田	—	—	2	—	—	7	2	—	2	13	6	4	1	—	—	2	—	13
	畑	—	—	—	—	—	3	—	—	1	4	3	1	—	—	—	—	—	4
使用貸借	田	—	—	—	—	—	—	2	—	2	4	—	—	—	1	—	2	1	4
	畑	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2	—	—	—	—	2	—	—	2
合計	田	15	29	17	26	16	30	24	15	35	207	89	71	4	1	4	24	14	207
	畑	7	12	3	9	3	33	9	6	24	106	66	28	1	1	4	6	—	106
	計	22	41	20	35	19	63	33	21	59	313	155	99	5	2	8	30	14	313

註　譲渡市農業委員会「農地関係調査資料」より。

的な下向分解の方向の中であがき、そのうちのあるものは経営の集約化（菊などの花卉栽培及び果樹、畜産の導入）によって専業農家としてふみとどまらんとして農業経営を農家経済の再生産の基盤たらしめようとしているのである。しかし、専業農家として安定的たるためには、究極的には一町以上の経営耕地をもたざるをえないことは既に指摘した如くである。先きに、南北真志野について五反―一町層の減少に対して一町以上層が増大してきていることを指摘しておいたが、そのことはまさに、こういった、一町以上の経営でなければ専業農家として安定しえないことを示唆しているといえよう。但し、一町五反を超える農家が現在一戸も存在せず、以前にはあったものが今なくなっているということをみると、ここでは農業経営が一町五反以上にのびる条件がないことを意味しているといえよう。

勿論、経営規模の拡大は耕地面積の拡大としてのみ現われるものではないが、一町五反以下では如何に集約化したとて正常な家族労働力だけで足りるのであり、事実、雇傭労働力に依存してまで経営を拡大しようとする動向はほとんどみられないのである。これは工業をはじめとする戦後の農外エムプロイメントの増大によって農業労働力を調達するのが困難であり、調達できても採算があわず、雇傭労働力に多くを依存する経営は不利であるからにほかならない。したがって、上昇する上層農家といえども、家族労働力を完全燃焼するに充分な農業耕地をもって、より有利な作物を他人よりも一層早く導入して、農業収入を増大せしめようとするのがせいぜいで、雇傭労働力に多くを依存してまで経営を拡大しようとする動きはほとんどみられない。

このように、上昇する農家も決して農業経営内部において資本＝賃労働関係を生みだすほどのびてはいないのである。したがって、ここでの農民層分解の形態は、五反―一町層を現実的な分解基軸となし、一町以上に経営を拡大して専業農家たるの基盤を固めるか、農外の賃労働者となるか、といった形で分解がおしすすめられているのである。だから、ここでの上向分解は、上昇する農民が農業資本家となって行くといった形のものではなく、したがってまた、下向分解も農業内部における賃労働者の創出ではなく、農外賃労働者の創出である。こういった形での農民層分解のうちに、現段階における真志野集落の農民層分解の基本方向があるということができる。

五　むすび

――農民層分解の段階的意義の相違と農民層内部の矛盾――

だが、以上のような農民層分解の基本方向は、真志野集落にかぎられたものではなかろう。そのような分解の形態は、少なくとも周辺に多くの農外エムプロイメントを提供するような地方工業の存在する農業地帯には一般的にみられる現象といえよう。そして、上向

分解のうちに農業経営内部における資本＝賃労働関係の発生がかなりの程度みられるような農業経営の大きな農業地帯においても、多かれ少なかれ、こういった分解の形態に規定されているといえないであろうか。庄内、蒲原地方の農業においてさえ、せいぜい五―六町歩以上には経営がのびえないということの事実はこのことを示していると思われるのである。

そこに、現段階における農民層分解の形態の歪みがあると思うのであるが、これこそ、現段階における農民層分解は、資本制生産様式そのものを創出する古典的段階における農民層分解と根本的にその意義を異にすることを示すものにほかならない。

古典的段階における農民層の分解は資本制生産様式そのものを生み出す前提であり過程であったのであるが、現在のように資本主義が高度に発展し、工業では巨大な独占資本が経済を支配しているような段階においては、農民層分解は既にでき上っている外部の資本主義によっておしすすめられるほうが大きいのであって、そこでの農民層分解は資本主義を生み出す過程というよりは、既に成立している農業外の資本主義によって分解がおしすすめられるという関係にあるというべきである。そのような段階では、農民層分解は先きにみたように農外賃労働者となるか専業農家としてふみとどまるかという形態をとらざるをえないのであり、農業内部に資本＝賃労働関係が打ち出されるとしても、基本的には家族労働力の補充的性格を多分に持ったリリプティアン・スケールのものでしかありえないのである。現段階における農民層分解の形態の歪みということの意味はまさにこのようなものとして把むべきである。

このことを忘れて、農民層分解をいつでも農業における資本＝賃労働関係の創出としてのみつかもうとするとき、公式的な両極分解論が展開されることとなる。現段階においても、たしかにそのような型通りの両極分解論がある程度妥当するような農業地帯があることは事実である。したがって、両極分解の論証のために好んでそのような農業地帯の分解が指摘されるのであるが、しかし、そのような論証の仕方であるかぎり、農業内部における資本＝賃労働関係が基本的に成立していない農村における農民層内部の矛盾を剔抉することはできない。いわゆる「両極分解論」の立場に立つ人々が「中農肥大化論」を論難しながらも、それを充分に克服しえないのはこの点にあったのである。

現段階における農民層分解の形態を「中農標準化」乃至「中農肥大化」として把む考え方、そしてそこから導き出されるところの流通過程を通じての独占資本対農民一般という矛盾＝対立のとらえ方の弱点を克服するためには、農業内部における資本＝賃労働関係のうちにのみでなく、そういった関係がみられない農村における農民層内部の矛盾＝対立の存在が剔抉されねばならないのである。

土地の賃貸借関係や農業内部に資本＝賃労働関係が存在しなければ、農民層内部に矛盾＝対立がないというものではない。

土地の賃貸借関係が極めてわずかとなり、農業における資本＝賃

労働関係がほとんどない南真志野において、農民層内部の矛盾＝対立は次のような形であらわれている。

昭和二八年以来、農道、用水路の敷設・拡充・修理をめぐっての部落費負担について、その割当方及び共有林財産収入の利用の仕方について、農民が二派に分かれて鋭く対立抗争し、その結果、長い間、いわゆる「山ボス」[1]によって支配されていた部落共有林財産の利用方法、部落行政に大きな改革が行なわれ、昭和三三年末、新しく「南真志野区民規約」が起草され、三四年四月から適用されるようになった。

このように結果したこの対立・抗争は、農道の拡張、用水路用河川の修理に際して共有林財産収入をもってこの費用に当て、区に在住するものは農家、非農家たるを問わず、経営耕地の大小、その農道・用水路の利用度の大小を問わず、区の仕事であるからひとしくこれに無償の労働力――当地ではこれをデバライと呼んでいる――を提供すべきである、その際婦女子の労働はこれを認めない、といった案が南真志野共有財産の管理にたずさわる役員ボスによって提案され、この無償労働にでない場合は出不足料三〇〇円～四〇〇円を徴収するということがきめられようとした。これをめぐって部落民達は賛成派、反対派の二つに大きく分裂したのである。具体的に賛成派、反対派を個々の農民についてみると〔第22表〕の如く、必ずしも階層的な利害関係にそくしておらず、派閥的、思想的、血縁的関係などによってその分布は粉飾されてはいるが、非農家と七反

〔第22表〕　階層別賛否分布状況

経営階層＼賛否	賛成派	反対派	無所属	計
非農家	1	20	19	40戸
3反未満	4	51	12	67
3～5反	11	13	—	24
5～7	4	20	—	24
7～10	17	19	2	38
10～12	3	6	1	10
12～15	3	1	2	6
計	43	130	36	209

註　昭和34年8月現在の在住世帯名簿による聞取り調査の結果を集計した。

未満農家の大多数が反対していることによって明らかなように、この対立は、総じて上層専業農家と非農家及び下層兼業農家の対立とみることができる。上層専業農家は、自分達に最も多くの利益をもたらす農道、用水路工事を区有林財産収入によってまかない、あまつさえ部落共同体的規制によって、ほとんどその恩恵に浴さない、または極めて浴することの少ない非農家及び下層兼業農家にそのための無償労働力の提供をなさしめようとしたのであるから非農家及び下層兼業農家が反対したことはけだし当然であった。そしてかなりの屈折を経て、結果は反対派の勝利に帰し、それまで五、〇〇〇町歩の大共有林の地元村の一つとして、山総代を中心としてまとめられてきた南真志野の古い「共同体」的キズナが断ち切られることとなったのであった。反対派の有力な指導者のなかには一町歩以上経営の上層専業農民も幾人かふくまれ、事実上、反対運動は彼らの指揮するところ大ではあったが、このような古い「山ボス」の支配が切り崩されて行った

のは、その背後―基礎過程に、専業農家化か賃労働者化かという形態での農民層分解がおしすすめられる中で、農民層の広汎な下向分解＝脱農民化乃至兼業化の進展があったがためにほかならなかったのである。つまり、南真志野における共有林支配をその物質的基礎とする古い「共同体」的キズナの切断は、戦後急速に発展せしめられた農民層分解の所産であったのである。

この対立・抗争の決着は右に述べた如くであるが、しかし、その決着によって農民層内部の矛盾の存在が解消したわけではない。それはただ一時的に表面上影をひそめたのみであり、今後ことあるごとにあらわれるであろうし、また、この事件によって同一派に属した農民相互の間においても新しい矛盾がかもしだされている。矛盾の発現はその契機となる事柄の性質によって異なってあらわれるであろう。けだし、要は集落における権力機構にかかわる問題だからである。そしてそれは根底的には農民層分解の形態と深度に規定されている。

このような意味において、必ずしも古典的形態をとらない現段階における農民層分解も、それがおしすすめられることによって農民層内部の矛盾＝対立を醸成しているということができよう。したがって、農業部門からみた現段階における主要な矛盾が独占資本対農民であるとしても、このように農民層内部に矛盾があるかぎり、独占資本対農民の矛盾は現実的には農民層内部の矛盾の場においてあらわれざるをえない。けだし、本来独占資本対農民の間の利害関係の対立たるべきものが、それぞれの農村の社会経済的構造と権力構造のあり方に従って、現実的には農民に対する独占資本からの収奪が下層農民にシワヨセされることとなるからである。それ故に、主要な矛盾たる独占資本対農民の矛盾は農民層内部の矛盾を媒介としてつかまれなければならないのであり、主要な矛盾が独占資本対農民であるからといって、それを直ちに流通過程を通じての独占資本対農民一般の対立に解消してはならないと思われるのである。

（1）ここでは前にも述べた如く大共有林があって、部落間の入会権の擁護が部落民の経済生活の上に重大な意義を有していたことから、この共有林の管理にたずさわるものが部落の支配権をにぎるという権力構造が伝統的に存在した。

〔附記〕

本稿は一九五九年度土地制度史学会秋季大会において行なった報告に加筆したものである。なお、真志野の調査は有賀喜左衛門・小池基之両教授の下に編成された調査団によって行なわれ、筆者は、中井信彦、仲康、高山隆三、高橋正彦、黒崎八州次良の諸氏とともにこれに参加した。

資料

年齢別女子労働力率の変動要因

尾崎　巌

一　労働力率の構造

1　将来の労働供給量（労働力人口）を推定する手段として、生産年齢人口に労働力率を乗ずるという方式が広く採用されている。労働力率は一般にある階層の人口総数と、その階層に属する就業者または労働力人口の比として定義される量であるから、その比率がある期間一定の値を保つか、あるいはその変動を許容される誤差範囲内において予測し得るか、の何れかが保証されなければ、この方式の理論的意味は直ちに消失するであろう。

いうまでもなくこの労働力率またはその変動の規則性を支えているものは労働供給機構の存在にほかならない。労働力率は、各家計の就業率の総和（平均）として定義されるべき量であるから、この労働率の安定性の確認は、家計を供給主体とする就業率（または有業率）タームの労働供給シェデュールの導出によって達成されるものと考えられる。かくして各家計の就業率変動を説明しうる諸要因の分析がなされたとき、このアグリゲートされた労働力率の変動もまた自ずから明らかとなろう。

2　労働力率または各家計の就業率の変動要因については、非経済的なものとして、(イ)性、年齢等の生物学的要因と、(ロ)社会保障、教育制度、労働立法、家族制度等の社会学的要因が挙げられ、他方経済学的要因としては、(ハ)就業形態および産業構成の変化、賃金変動、生活水準の変化等が考えられる。

われわれは上記諸要因を考慮しつつ、これまでに家計を供給主体とする行動模型の計測として、労働供給機構の統計的確認を種々試みてきた。それらの研究は、労働供給量を一つには労働時間のターム、他方には家計構成員の就業率のタームの両方で考察したものである。何れも賃金率あるいは自家生産能力との関係において、「所得―余暇の選好理論」に基づく計測模型を展開し、それらを勤労者家計と、非農林業自営業主家計について労働供給シェデュールの導出